

## 市町村優先の事務配分の流れ（イメージ）

<p>1 全国共通性</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<p>全国の市町村（道州）がともに担う事務と考えるのか、「やる・やらない」を含めて各地域の判断に委ねるのか区分けを行う。</p> <p>全国一律に取り組むべき事務かどうか （すべての市町村または道州に義務づけるべきかどうか） 全国的に統一すべき事柄は何か</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 制度の大枠・大綱のみ</li> <li>➢ 一定の執行基準・執行手続についても統一</li> </ul> <p>全国共通性が必要とされたものについては、「全国共通事務」と位置づけ。それ以外のものは「地域事務」とする。</p>	<p>意思決定の場として、下記のような機関が考えられる。</p> <p>国会（地域代表性を強化） 全国の市町村協議会 全国の道州協議会 全国の市町村及び道州の協議会 国と地方の協議の場</p> <p>但し、ボトムアップの意思形成を保障するため、事前のプロセスとして、個々の市町村（道州）の意思形成を行う仕組み意思決定を行う機関（その事務局）が肥大しないような工夫などが必要になる。</p>
<p>2 市町村と道州の役割分担</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<p>1の仕分けを踏まえつつ、補完性の原理に従い市町村と道州間の役割分担を考える。 プロセスや結果としての役割分担は道州ごとに異なる。</p> <p>市町村の意向を確認 市町村の意向等に基づき標準的な役割分担を決定 に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標準的な役割を担うことのできない小規模市町村の補完</li> <li>・ 標準以上の役割を担い得る市町村への権限委譲</li> <li>・ 市町村間の調整ルールや道州の施策との整合性確保のための手段</li> <li>・ 財源調整の方法</li> </ul> <p>などについて決定</p>	<p>意思決定は道州ごとに行われる。 意思決定の場として、下記のような機関が考えられる。</p> <p>道州議会 道州条例に規定 道州議会及び市町村議会 共通条例に規定 道州と全市町村による協議</p> <p>但し、ボトムアップの意思形成を保障するため、事前のプロセスとして、個々の市町村（道州）の意思形成を行う仕組み意思決定を行う機関（その事務局）が肥大しないような工夫などが必要になる。</p>
<p>3 実際の事務配分</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<p>個別の市町村の意向に基づき、実際の事務を道州と各市町村に配分する。</p>	
<p>4 事務配分の見直し</p>	<p>市町村の意向によって、道州内の標準的な事務配分のあり方や、全国共通性について見直す。</p>	